

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

| | |
|--------|------------------------|
| 名 称 | 有限会社第一福祉マネジメント |
| 所 在 地 | 千葉県松戸市小金原4-29-9 |
| 評価実施期間 | 平成25年11月12日～平成26年3月27日 |

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

| | | | |
|---------------|---|-----|--------------|
| 名 称 (フリガナ) | 浦安市立ふたば保育園 ウラヤスシフタバホイクエン | | |
| 所 在 地 | 〒279-0002 千葉県浦安市北栄4-1-16 | | |
| 交通手段 | 東西線浦安駅、京葉線新浦安駅から、どちらとも徒歩15分 | | |
| 電 話 | 047-723-2828 | FAX | 047-723-2830 |
| ホームページ | http://www.members3.jcom.home.ne.jp/futabas | | |
| 経 営 法 人 | 社会福祉法人芳雄会 | | |
| 開設年月日 | 平成17年4月1日 | | |
| 併設しているサービス | | | |

(2) サービス内容

| | | | | | | | | | |
|--------|---|-----|--------|------|-------|---------|-------|--|--|
| 対象地域 | 浦安市 | | | | | | | | |
| 定 員 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 | | |
| | 9 | 15 | 18 | 20 | 25 | 26 | 110 | | |
| 敷地面積 | 1646.96㎡ | | | 保育面積 | | 616.96㎡ | | | |
| 保育内容 | ●0歳児保育 | | ●障害児保育 | | ●延長保育 | | 夜間保育 | | |
| | 休日保育 | | 病後児保育 | | 一時保育 | | 子育て支援 | | |
| 健康管理 | 感染症拡大対策として、保護者にも、手洗い・うがい・手指消毒をお願いしたり、室外にも危険なところがないか、安全性をチェックシートで確認するなど、安心して遊べるよう取り組んでいます。 | | | | | | | | |
| 食 事 | 完全給食 | | | | | | | | |
| 利用時間 | 7:00から19:00 | | | | | | | | |
| 休 日 | 日曜日・年末年始・祝日 | | | | | | | | |
| 地域との交流 | 地域の子育て支援事業では単にサービス機能を果たすだけでなく、保護者も地域の方も含め子育ての喜びと大切さを見出せる支援の場と考え活動しています。 | | | | | | | | |
| 保護者会活動 | 「子どもにとって」の最善を考え活動をしています。園と合同で地域のクリーン活動も取り組んでいます。 | | | | | | | | |

(3) 職員（スタッフ）体制

| 職 員 | 常勤職員 | 非常勤、その他 | 合 計 | 備 考 |
|-------|------|---------|---------|-----|
| | 18 | 22 | 40 | |
| 専門職員数 | 保育士 | 看護師 | 栄養士 | |
| | 20 | 1 | 3 | |
| | 保健師 | 調理師 | その他専門職員 | |
| | | 1 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(4) サービス利用のための情報

| | | | |
|-------------|-----------|---|--|
| 利用申込方法 | 浦安市保育幼稚園課 | | |
| 申請窓口開設時間 | 浦安市役所の基準 | | |
| 申請時注意事項 | | | |
| サービス決定までの時間 | | | |
| 入所相談 | 浦安市役所の基準 | | |
| 利用代金 | 浦安市役所の基準 | | |
| 食事代金 | 浦安市役所の基準 | | |
| 苦情対応 | 窓口設置 | 有 | |
| | 第三者委員の設置 | 有 | |

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>サービス方針 (理念・基本方針)</p> | <p>【社会福祉法人芳雄会保育理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身ともに豊かな子どもの育成を目指す ・地域に密着した子育て支援を目指す ・子ども、家庭、職員がともに育ち合う保育園を目指す <p>【保育の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。 ・家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入園する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う。 ・倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行う。 |
| <p>特 徴</p> | <p>子どもにとって「生活」と「遊び」は教育そのものと考えています。保育者である私たち自身が、子どもの豊かな心を育てるための環境のひとつであることを心にとめ、語りかけやしぐさ、微笑みに心をこめて、「大切にされていることが感じられる保育」を第一に心がけています。私たちは、乳幼児期の子どもを心豊かに育てるために、「8つのお約束」宣言をします。① 保育園が子どもの「もうひとつのおうち」になるような環境を作ります。② 子どもの声に耳を傾け、目を見て話しかけます。③ 丁寧で肯定的な言葉かけを致します。④ 誰にでも、声をかけてから手を差し出します。⑤ 子どものプライバシーを守ります。⑥ 子どもを遠くから大きな声で呼びつけたりしません。⑦ 安全で快適な保育空間を提供します。⑧ 生活のお手本を指し示すとともに、自分でやり遂げようとする姿を見守り、達成できたとき心から誉めます。</p> |
| <p>利用（希望）者 へのPR</p> | <p>日頃の保育や保育参観・運動会・誕生会等の行事、すべてにおいて保育者がねらいをもって保育をしています。ねらいを達成させるための経験はどんなこと？を、保育者は真剣に考えています。活動を通し園児が今までできなかったことができるようになったときの喜びは感動そのもの。自然に笑顔がこぼれ、その姿勢は保育のプロを目指す気持ちが込められています。これら日中の子どもの様子や保育の取り組みを、保護者の皆さまにお伝えし、子どもの成長とともに喜び合いお話をさせていただいています。</p> <p>また、基本的な生活習慣を身につけることと、就学前までに「話を聞ける子」「善悪の判断ができる子」に育てたいと考えています。ときに、思うようにいかない現実には子どもは子どもなりに葛藤することでしょう。「物事を身につける」楽しいことばかりではないかもしれませんね。その分一人で出来た、一人で考えて答えが見つかったときの達成感は大きいもの。これも子どもの成長に必要な経験です。私たちは、大人の知識・知恵・方法を伝え「できた、できた！自分で出来たよ！」の瞬間を待ちましょう。それには、発達に併せた保育内容にすること。ゆったりとした雰囲気の中で、一人ひとりの年齢や発達にあった玩具で遊び込めるよう、種類や数、置く場所や置き方など考慮しています。また、保育者も環境のひとつと考え、立振る舞いや言動を意識し、子どもの気持ちを受容することは欠かせません。</p> |

福祉サービス第三者評価総合コメント

| |
|--|
| 特に力を入れて取り組んでいること |
| 子どもの利益を最善に考えた保育 |
| 子どもの人権を第一に考え、保育者が大きな声を出さない・慌たしさを見せないでゆったりとしたきめ細やかな保育を実現できるように、人的配置を厚くし、保育者と子どもの関わりがていねいになるよう配慮している。また、マニュアルを整備して、幹部職員が講師となり、園内研修を行って、常に子どもの欲求を受け止め、やさしい眼差しで見守る保育を心掛けている。園では「子どもに最大の利益を」という方針を立て子ども達を心身共に健やかに育てる責任を果たすため迷うときにはいつもそこに戻っている。ときに行政や保護者との対話が必要になっててもていねいに対応して子どもに最大の利益がもたらされるよう努めている。 |
| 園の専門性を活かした様々な地域活動 |
| 地域に根差し、地域における園としての役割を果たすことが重要と捉えて、自治会との交流や老人福祉センターへの遠足・近隣のケアハウスへの訪問のほか、魚市場での絵画展への外出や近隣の幼稚園との交流も行う等、地域との積極的な交流が図られている。また、中・高等学校の吹奏楽部やチアダンス部・夏休みの学生など、数多くのボランティアの受け入れも行われている。さらに、地域の子育て家庭への支援として、園庭開放や出前保育等・子育て相談等のほか、園での行事へのお誘いも行うなど、年間を通し様々な地域に向けた取り組みが行われ、段々と活動の幅も広がりをを見せている。近年では、職員と父母の会との共同で、防犯パトロールも兼ねた環境整備(ゴミ拾い)「クリーン活動」を行い、園近隣家庭との密着した交流へも繋げられ、更には相互の防犯への連携も図れている。 |
| 日々の環境整備と徹底した衛生管理 |
| 園のあり方として「安心できる人的・物的環境のもとでゆったりと過ごす心地よさを味わう」としており、園内の温度や湿度・換気・採光等は管理責任者によって常に適切な状態へと心掛けられている。また、整理・整頓・清掃に関しては特に力を入れており、「掃除も保育のうち」とあるとの職員教育を行い、トイレや準備室・玄関フロアなども含む園内の各所には必ず管理者を設定し、チェックリストを用い、責任を持って管理をしていく体制となっている。さらに、おもちゃ等は定期的な点検・洗浄を行うほか0歳児担当の職員は戸外用のエプロンを使用し、保育室内に戸外からの雑菌が持ち込まれないようにする等、徹底した衛生管理への配慮もなされている。子どもたちに対してもぴかぴかのトイレは、気持ち良いことを伝え、汚れたらどうしたらよいか・どういう使われ方が望ましいのか問いかけ、「気づきの力」や「考える力」が自然に身に付くような支援へも繋げられていることが見て取れた。 |

子どもの人権に配慮した支援

「子ども人権」マニュアルを整備し、職員会議や各クラス会議で「子ども人権」マニュアルの研修及び内容の読み合わせを実施しており、職員の言動や放任・虐待・無視などが行われることの無いように、具体的な事例を挙げて職員への指導を徹底している。職員には、人権を否定し、権利を奪ったり、差別をして自尊心を傷つける様な言葉を言わない書かないと指導が行われているほか、何気なく使っている言葉の中にも、子どもの心を傷つけている言葉があるので、その場合は違う言葉に言い換えて問いかけを行うなどのきめ細やかな配慮を促している。子どもに呼び掛ける時も「○○ちゃん」「○○君」をつけて呼ぶことを基本にしているほか、ごっこ遊びや持ち物、色彩などでも男の子の遊び・女の子の色などの男女の区別を無くした対応が行われている。

食べ物への関心を高め、感謝の気持ちも育まれている様々な食育活動

栄養士や調理師は毎日クラスを巡回し、子ども一人ひとりの喫食状況の把握を行い、職員との情報共有が図られるほか、必要に応じて保護者との話し合いも行っており、子どもが落ち着いて毎日楽しく食事が出来るように心掛けられている。使用する食材は添加物を使用せず、安全な国内産の新鮮な季節の素材を使用し、食物本来の味を活かした食事の提供が行われている。献立内容は和食・洋食・中華と、変化に富んだバランスの良い美味しい給食を提供し、おやつやヨーグルトにおいても手作りの提供がなされている。また、季節感のある食材の使用に関しては徹底したこだわりをもち、缶詰のコーン等の使用も行わない方針としている。食育に関しても力が入れられており、年間の食育計画に沿った支援がなされ、クッキング保育を行うほか、園庭では食物の栽培等も行い食材を育てて収穫する等、様々な経験を通して食べ物への関心を高め、感謝の気持ちも育まれている。今年度は、食育行事として「焼き芋会」を行い、収穫・イモ洗い・葉っぱひろいに薪拾い・イモ包み・かまど造りに薪くべ、さいごに焼き芋を食する等の体験を行い、様々な経験を積むことで、ねらいである〔五感をとぎすます〕保育を実践し、子ども達が生き活きと取り組める行事となった。

さらに取り組みが望まれるところ

人としての意識向上に向けた職員育成

理念・基本方針の実現には、子どもと誠実に関わり、「当たり前」の事を「当たり前」にきちんと出来る」人としての子どもの良きモデルになれる職員の育成が必要不可欠と考えており、園長は日常的に保育室における職員の子どもの関わりや保育への姿勢を把握し、必要な指導を行うほか、服装や挨拶等の礼儀・規律・マナー等、人としての基本についても常に伝えている。さらに幹部職員が講師となり園内研修等も行なう等、職員に対する援助的な指導が、日々心がけ行われている。職員が常に高い意識をもち、業務を推進することで、理念・方針の実現へと繋げられると思われる事からも、継続した取り組みを行い、更なる質の高い職員育成がなされることが期待される。

理念・方針を基とした保育や取り組みに対する利用者のさらなる理解浸透を

園での日常的な保育や様々な取り組みに関しては理念・方針を基盤として作られている保育過程をもとに、子どもの発達と保育の内容を照らし合わせながら具体的な年間計画や月別の計画が作成され、発達過程や発達の連続性が考慮された様々な「ねらい」が年齢ごとに定められている。利用者に対しては、園内見学や入園前の個別面談・園内での行事の際に理念・基本方針を理解して頂けるよう丁寧に説明がなされているほか、毎月の「園だより」や「クラスだより」等には月毎の目標や取り組みに対する「ねらい」も記載され、周知へと取り組んでいる。利用者調査の結果からは「ねらい」を持って行われている保育や取り組みに対する賛同の声も見られたものの、要望的な意見も寄せられており、今後も継続した利用者理解への取り組みを行い更なる理解浸透を図り、利用者満足度の向上へと繋げられる事が望まれよう。

質の高いサービス提供の維持に向けた更なる職員体制の構築

職員一人ひとりの能力基準や希望等を出来るだけ把握し、常に適切な指導が出来るよう、自己申告書での園長面談を行い、職員の思いを受け止めながら実現可能な目標の設定が行われている。また、職員会議では課題・改善策の共有も図られるほか、幹部職員による園内研修を行う等、職員の育成と業務水準の一定化に向けた取り組みがなされている。民営委託を受けて9年が経過し、職員の経験や能力向上も図られ、保育内容の質の向上がなされてきてはいるものの、職員の生活状況の変化に伴う職員の入替り等もあり、現在の早急な課題として中堅層職員の育成と共に、強固な職員体制の構築が目指されている。バランスのとれた職員体制を整え、より新人職員に対するOJT等の充実も図り、更なる質の高いサービス提供の維持が期待されよう。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)子どもにとってふさわしい生活時間やあそび、自然とのかかわり、乳幼児期に欠かせない体験を保障していきたい。その環境について、過大な評価を頂けたことに大変うれしく励みになります。しかし、保護者の要望的な意見について、私どもの足りないところと把握しており、ご理解をいただけるよう取り組みを浸透させていかなければなりません。また、重要な課題として中堅層職員の育成も急務であると受け止めております。いただいた評価を真摯に受け止め、今後もプロセスを大事に「子どもの最善の利益」を追求してまいります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 標準項目 | | |
|----------------------------|------------------|-----------------------------------|---|---|-------|---|
| | | | | ■実施数 | □未実施数 | |
| I | 福祉サービスの基本方針と組織運営 | 1 理念・基本方針 | 1 理念・基本方針の確立 | 1 理念や基本方針が明文化されている。 | 3 | 0 |
| | | | 2 理念・基本方針の周知 | 2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。 | 3 | 0 |
| | | | 3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。 | 3 | 0 | |
| | | 2 計画の策定 | 事業計画と重要課題の明確化 | 4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。 | 4 | 0 |
| | | | 計画の適正な策定 | 5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。 | 3 | 0 |
| | | 3 管理者の責任とリーダーシップ | 管理者のリーダーシップ | 6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。 | 5 | 0 |
| | | 4 人材の確保・養成 | 人事管理体制の整備 | 7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。 | 3 | 0 |
| | | | | 8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。 | 4 | 0 |
| | | | 職員の就業への配慮 | 9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。 | 5 | 0 |
| | | | 職員の質の向上への体制整備 | 10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。 | 5 | 0 |
| II | 1 利用者本位の保育 | 利用者尊重の明示 | 11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。 | 4 | 0 | |
| | | | 12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。 | 4 | 0 | |
| | | 利用者満足の向上 | 13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。 | 4 | 0 | |
| | | 利用者意見の表明 | 14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。 | 4 | 0 | |
| | 2 保育の質の確保 | 保育の質の向上への取り組み | 15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。 | 3 | 0 | |
| | | 提供する保育の標準化 | 16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。 | 4 | 0 | |
| | 3 保育の開始・継続 | 保育の適切な開始 | 17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。 | 2 | 0 | |
| | | | 18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者者に説明し、同意を得ている。 | 4 | 0 | |
| | 4 子どもの発達支援 | 保育の計画及び評価 | 19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。 | 3 | 0 | |
| | | | 20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。 | 5 | 0 | |
| | | | 21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。 | 5 | 0 | |
| | | | 22 身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。 | 4 | 0 | |
| | | | 23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。 | 5 | 0 | |
| | | | 24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。 | 6 | 0 | |
| 25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。 | | | 3 | 0 | | |
| 26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。 | | | 3 | 0 | | |
| 子どもの健康支援 | | | 27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。 | 3 | 0 | |
| 28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。 | | | 3 | 0 | | |
| 5 安全管理 | 環境と衛生 | 30 環境及び衛生管理は適切に行われている。 | 3 | 0 | | |
| | 事故対策 | 31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。 | 4 | 0 | | |
| | 災害対策 | 32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。 | 5 | 0 | | |
| 6 地域 | 地域子育て支援 | 33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。 | 5 | 0 | | |
| 計 | | | | 129 | 0 | |

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

| | 評価項目 | 標準項目 |
|---|---|---|
| 1 | 理念や基本方針が明文化されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育理念として「心身ともに豊かな子どもの育成を目指す」「地域に密着した子育て支援をめざす」「こども、家庭、職員が共に育ち合う保育園を目指す」を掲げ、保育の基本方針・保育目標と共に玄関ホールや廊下・事務室・トイレ等の園内に掲示をするほか「パンフレット」や「入園のしおり」「職員マニュアル」等、園内の各種文章・法人の「事業計画書」等にも明文化している。また、毎月の「園だより」には保育理念と共に年間・月間の保育目標も明記されている。保育理念は平成21年度に職員からの意見も取り入れ、児童福祉法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神も盛り込み、よりわかりやすい表現・内容での新たな策定がなされている。</p> | | |
| 2 | 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育理念・保育の基本方針は「職員マニュアル」に記載され、入職時に配布すると共に園長が丁寧に内容の説明を行うほか、毎日の朝礼時には全職員で保育理念・保育の基本方針・保育目標の唱和を行い理解へと努めている。また、玄関ホールや事務室・廊下・トイレにも掲示し、常に確認出来るようになっている。保育理念はよりわかりやすい内容・表現となつてはいるが、理念の実現ためには全職員が同一の理解を示し、共通の認識を持つことが必要不可欠と考え、年度当初より職員会議でのより細かい説明が行われ、話し合われている。更に職員一人ひとりがどの様に理解できたか等の確認も行われている。</p> | | |
| 3 | 理念や基本方針が利用者等に周知されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育理念・保育の基本方針等は利用者に対しても周知・理解へと努めており、入園前の個別面談では「入園のしおり」での丁寧な説明がなされているほか、年度初めの懇談会やお誕生会などでは更にわかりやすい資料を作成し、説明がなされている。また、毎月の「園だより」にも掲載するほか、登降園時に目に触れやすい玄関ホールや廊下等への掲示も行う等、日常的な周知が図られている。さらに昨年園内見学に訪れた利用者に対しては、園の保育理念・保育の基本方針等をより理解した上での希望をして頂けるようにパンフレット等を使用し、園長からの丁寧な説明がなされている。</p> | | |
| 4 | 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>年度初めに理事長より全職員に向け、事業計画の説明が行われており、単年度の事業計画とともに、中・長期事業計画についての説明がなされている。園では公設民営化園として市より委託を受け9年間の運営行ってきたが、次年度は、指定管理者の委託契約更新年となっており、継続した運営がなされるよう、より一層の保育の質の向上を目指し「職員の業務意識の徹底とモラルの向上」を主要課題とした取り組みを行っている。また、今後に向け人材育成が重要課題とも捉え、福利厚生面の改善や人事制度の整備なども視野に入れた中・長期事業計画の策定がなされている。</p> | | |
| 5 | 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>月2回の職員会議や園内研修のほか、毎日行う朝礼・終礼時には、園長をはじめとする幹部職員が参加しており、園の方針等を伝えるとともに、職員の意見の吸い上げや、現場の状況の把握が行われている。それに伴い、年間の事業計画も幹部職員と職員間での合議を踏まえ策定され、理事会での承認を得る仕組みとなっている。各計画については職員会議や各会議で実施状況の振り返りや反省を行い、見直しへと反映されている。今年度は理念のさらなる共通理解と理解浸透に向けて年度当初より職員会議において、理念を一つひとつ取り上げ、職員間で意味を話し合う等の新しい取り組みを行った。</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| 6 | 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育の質の現状については、定期的、継続的に園長が保育室に出向き、職員を指導し子どもと関わりながら、評価・分析している。幹部職員を中心として「子どもたちによい環境を」を念頭に、職員に対して援助的な指導をするよう心がけている。保育の質の向上を「安全・安心・きめ細かな保育」に重点を置き、均質なサービスの提供が重要だという認識のもと、マニュアルを整備しており、幹部職員が講師となり、園内研修を行っている。数年前から行っている「子どもの視野体験眼鏡」による職員への模擬体験研修は定着し、子どもの発達状態の把握に効果を上げている。また、外部講師を招き、環境について学び、子どもの発達に併せた玩具の導入や知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。今後へ向け自身にも小さい子のいる保育士「おかあさん先生」を育てたいとの願いをもっている。</p> | | |
| 7 | 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>法人が作成し、職員に配付している「人権マニュアル」に全職員が守るべき倫理を明記しており、全職員が、全国保育士会倫理綱領ハンドブックとともに所持している。幹部職員は、職員会議などでときおりこれらを用いて説明して、社会人としてのマナー、保育士としての心得、規範ある行動など、職員が遵守しなければならないことの意識化を図っている。さらに、園の社会的な責任を果たせる様な職員の倫理および法令遵守に対する意識の向上・徹底のため、昨年度は期の途中から外部講師を招いて、そのための保育技術も含めた研修を行った。</p> | | |
| 8 | 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>法人の採用方針と基準に基づき、選考・採用を決定しており、「職員の人事考課に関する要領」には、人事方針、昇格などに関する基準を明記している。また、職務分掌を一覧表にして作成し、職員の役割と権限を明確にして、「職員に求められる人材像」などについても理解しやすいよう配慮している。今後の課題として、中・長期事業計画に「職員人事制度の検討確立」「職員の内外研修の積極的な推進」などを掲げて努力しており、人事考課の評価結果を人材育成につなげることも課題として取り組んでいる。</p> | | |
| 9 | 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>資質の高い職員が仕事を継続できるよう、産休・育児休暇が取得しやすいよう配慮している。職員の有給休暇の消化率や、時間外勤務申請の状況確認を園長が行い、仕事の絶対量や負荷の公平性の把握をしている。有給休暇の取得については「休みたいときに休みがとれる」ことを大切にして、職員自身で計画するよう面接でガイダンスを行っている。健康診断については、健診センターへ出向いての受診から健診車を姉妹園へ呼んでの受診に切り替えて、職員の負担を減らすと同時に、保育に支障がないよう配慮している。</p> | | |
| 10 | 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>法人として「事業計画書及び中・長期事業計画」に職員に対する研修の重要性とその取り組みの姿勢を明記しており、保育の質向上のために職員の育成マニュアルに従って人材育成を行っている。園としては法人の方針を踏襲しつつ次世代育成に力を入れようと、今年度より実習生の受け入れを担当制として充実させた。資質の高い職員の採用につなげるともに、教える事を通して担当者自身の資質向上も図ろうという取り組みを始めたところである。職員の継続した育成については、事業計画で年間研修計画を立て、職員の経験年数や階層に応じた研修に参加できるよう配慮している。</p> | | |

| | | |
|---|---|--|
| 11 | 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>権利擁護については「利用者尊重・基本的人権の配慮」をテーマに、幹部職員が園内研修を行っている。子どもの情緒安定をねらって人的配置を厚くし、保育士の子どもとの関わりがていねいになるよう配慮しており、保育士は大きな声を出すことなく、子どもの欲求を受け止め、やさしい眼差しで見守っている。園では「人権尊重」とは、こうした実践から始まると考えている。また、虐待を受けていると疑われる子どもを発見した場合、園長が中心となって、行政の保育幼稚園課、子ども家庭支援センター、児童相談所とも連携して解決にあたる仕組みができています。育児困難家庭ともていねいに対話することで改善・解決が図れるように取り組んでいる。</p> | | |
| 12 | 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護法に基づいて「個人情報保護規定」および「プライバシーポリシー」が作成されており、利用者の個人情報に関する書類は、施錠付き書庫にて管理している。保護者には、入園時に個人情報保護についての冊子を配付して内容の説明を行っている。また、個人情報の取り扱い、保護者から受け取る際も、渡す際も必ず本人を確認して手渡すこととして情報漏えいを防いでいる。職員に対しては、入職時に誓約書を提出させ、園内研修を実施して内容の周知に努め、実習生については、主旨の説明をするともに所属する学校に「誓約書」の提出を依頼している。ボランティアについてはオリエンテーション時に説明し口頭での約束を得ている。</p> | | |
| 13 | 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>市による保護者アンケートのほか、第三者評価利用者アンケート、父母会や行事参加後に実施するアンケートなどから保護者の意向を把握している。また、保護者対応マニュアルを整備して利用者満足の向上を目指す姿勢を明確に示して、子どもが適切なサービスを受けられるように取り組んでいる。加えて、毎日朝と夕方の時間帯に園長も職員とともに玄関で保護者と顔を合わせてコミュニケーションをとるように努力し、非常勤職員も、一般職員と共通認識を持って、保育・保護者支援が行えるようにロールプレイ研修を行っている。</p> | | |
| 14 | 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある | <ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>苦情解決の流れやご意見受付書など、苦情解決のしくみのわかるマニュアルやパンフレットを整備している。来客用のトイレにも、市の相談室の連絡先カードを設置している。また、玄関の目につきやすい場所に苦情解決のポスターを掲示しており、意見箱も設置されている。苦情解決の仕組みについては、入園のしおりや保護者会などで保護者に周知しているが、日常的な対話・コミュニケーションが大切と考え、保護者が相談しやすく意見の言いやすい雰囲気を作るように園長を中心に「聴く」姿勢を心がけて配慮している。</p> | | |
| 15 | 保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、保育の質の向上を図っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>日常的な送迎時の情報や行事の際のアンケート集計等を、自己評価の資料として用いているほか、市が行う保護者アンケート、サービス評価の結果をもとに、管理職員が課題を明確にしている。改善策は、主に管理職員間で検討し、結果を職員会議で報告・確認・共有している。保護者の意見などで明確になった課題は、さらに、園だよりで保護者に結果を知らせ、どのように改善していくのか方向性を伝えている。保育の質の向上については、マニュアルの充実と職員の資質向上に努めて、職員会議で課題と改善策を共有するほか、改善に向けて管理職員が園内研修を実施している。</p> | | |

| | | |
|---|--|--|
| 16 | 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を、整備しているだけにとどまらず、保護者対応マニュアルなど、人との関わり方にまで配慮したものが用意されている。さらに内容を把握する努力として、全職員が毎日の朝礼時に声に出して日ごとの部分を読み合わせ、年間をかけて通読して周知徹底が図られている。職員全員が声に出して読むことで、内容の理解について等の質問も出るが、園長は、質問が出て説明・指導できないことがないように準備し、朝礼時に限らず対応している。また、サービスの充実を目的としてマニュアル検討委員会を設置しており、必要に応じて修正や追記を行い職員の意見が反映するよう配慮している。</p> | | |
| 17 | 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>園のホームページは主に入園希望者向けの内容となっており、見学の問い合わせがしやすい内容となっている。また、園の見学については随時受付しており、入園希望者が見学に訪れた際には、パンフレットもとに園の考え方を十分説明してから保育室に行き、子どもや保育の様子を約1時間から1時間半かけて案内した後、利用者が求めるニーズを把握するため、感想を聞いている。来園者が希望すれば体験入園も可能である。さらに、園庭開放事業として月1回、自由に来園できる機会を設けており、実施に関する案内や資料を公共機関に置いて情報提供している。</p> | | |
| 18 | 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>公設であるため入園希望者への重要事項の説明は行政が受け持つこととなっている。入園内定が決まった保護者には、入園説明会を開催し、「入園のしおり」などの配付資料を用いて、園長が園の理念や方針・保育目標を中心に説明を行い、保育内容については、各専門職員、担当が説明している。利用者評価でもていねいでわかりやすいとの評価であった。また、入園説明会後に保護者・子どもとの面接を行い「面接設問表」を用意し、支援にあたって必要な情報の聞き漏れの無いように取り組んでいる。食物アレルギーのある子どもや障がいのある子ども等の特別な配慮を必要とする場合は、その内容を含めた面接をして個別に対応している。</p> | | |
| 19 | 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下で作成されている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育所保育指針に沿って、法人の保育理念、基本方針を踏まえて、行政からの情報提供や助言、民間保育園協議会での情報を含んだ保育課程を作成している。策定には、系列2園の園長と運営法人の事務局が中心となって携わった。また、保育課程は保育所の方向性を示す重要な指針であることから、職員会議等で意見交換を行うほか、経営層からの説明や補足を行って全職員が共通理解・共有できるように努めている。</p> | | |
| 20 | 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育課程に基づき、発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容を盛り込んだ年間指導計画を作成し、年間指導計画は、前期、後期に分けて振り返りを行い、園長、管理職・職員と一緒に反省・評価するようにし、ねらいの達成状況や今後への課題の確認などを行っている。3歳児未満と配慮が必要な子どもについては、担任を中心に主任が指導、助言を行いながら個別計画を作成している。また、月ごとの計画として、年間指導計画に沿って月案が作成されており、前月の反省・評価をして翌月の計画に反映している。支援の基本として、子ども一人ひとりを大切に、気持ちを十分に受け止め、ていねいな言葉でゆったりとした保育を提供しており、子どもへの穏やかな伝え方を心がけることで、子どもが落ち着いて成長できるよう配慮している。</p> | | |

| | | |
|---|--------------------------------|---|
| 21 | 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>子どものより良い育ちにはより良い環境づくりが必要だと考えており、各保育室では自由遊びが出来るようにコーナーを設け、本物にこだわり、発達に適した質の高いおもちゃを置き、好きなおもちゃを自分で選び、遊びこめる環境となっている。また、商業主義的な背景のあるキャラクターのおもちゃは置かない方針で、数年かけて玩具・遊具の質を上げて来ている結果、子どもがおもちゃを大切に扱い、穏やかにやさしく遊べるようになってきている。また、朝夕の合同保育時には、異年齢児が一緒になるため、兄弟姉妹で過ごしているような家庭的な雰囲気になるよう工夫し、保育士が穏やかに接して「思いやり」が育つよう配慮している。</p> | | |
| 22 | 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>園の北側に用水路の土手として県有地が広がっており、そこを借り上げ、子どもたちの畑として使用して野菜などを育て、水やり・草取りなどの世話をして自然に親しんでいる。また、食育行事として「焼き芋会」を行い、ねらいである[五感をとぎすます]保育が実践されている。「焼き芋会」は、収穫・イモ洗い・イモ包み・葉っぱひろいに薪拾い・かまど造りに薪くべ、さいごに焼き芋を食するまでの、食に関するすべてが体験できる取り組みとなっている。また、身近な自然の動物に接する機会として、メダカとカメを飼育しており、春には卒園者から幼虫を譲り受けて、例年通りカブトムシを育てる予定がある。地域との交流では、老人福祉センターや近隣のケアハウスとの交流や魚市場への外出などで職員以外の人たちと接する機会を持っている。また、中学校3学年の保育実習や中・高等学校の吹奏楽・チアダンス部の来訪、夏休みの学生ボランティアの受け入れなど数多く取り入れ、地域社会と関わりを持っている。</p> | | |
| 23 | 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取り組みが行われている。 ■異年齢の子どもとの交流が行われている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>子どもの良い人間関係が育つように、けんかやトラブルが起きた時は、子どもたち同士で解決できるように、助言や見守るなどの援助として、子ども一人ひとりをよく理解し、その子に応じた言葉かけをしている。また、子ども同士の課題が生じた機会等を捉え、保育士が普通の大きさの声で、子どもと1対1で対話し「子どもの気持ちは受容しつつ『いけないこと』は伝える」ことを積み重ねて、日常的に静かに対話のできる園を創ってきている。また、遊びの中でルールを守り楽しく遊ぶことを体験し、コミュニケーション能力を高め、友だちとの関わりを学べるようにしている。さらに、異年齢交流では、近隣への外出の際に5歳児が3歳児と手をつないで出かけるなどの配慮を行っている。</p> | | |
| 24 | 特別な配慮を必要とする子どもの保育 | <ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育方針に「障がいのある子どもとともに育ち合う」と掲げ、障がいのある子どもと他の子どもたちが一緒に過ごすことで、相互に人間理解を深める保育を行っている。支援にあたっては、職員配置を厚くして、ゆとりのあるきめ細かな保育を行うほか、保育士が障がいのある子どもの気持ちを代弁していくことで、子ども同士の連帯感が深まることに取り組んでいる。また、配慮が必要な子どもについては、担任を中心に主任が指導、助言を行いながら個別計画を作成しており、担当職員は、個別支援の外部研修に参加するほか、「発達センター」の助言を受けて学び、子ども・保護者に適切な対応を行うことに努めている。</p> | | |
| 25 | 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>時間外保育は「時間外サポーター」として非常勤職員が担当するが、可能な限り同じ職員が担当している。また、人的、物的ともにゆとりを持ち、子どものペースを大切に、一人ひとりの子どもが、くつろぎ、落ち着いて過ごせるような環境を整えている。補食も「夕食は家で家族とともに食べる」という方針をよく保護者に説明したうえで、最小限にとどめるようにしている。さらに、時間外保育はお迎え時の保護者への説明・対応で細心の注意が求められることから、マニュアルを整備し研修を実施しているほか、保護者への伝達漏れがないよう「伝達簿」を使用して細かい丁寧な対応を心掛けている。</p> | | |

| | | |
|---|-------------------------------------|--|
| 26 | 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育参観、懇談会、個人面談をそれぞれ年2回行い、出席できない保護者にも、資料を配付しているほか、誕生会に保護者を招待して、より個別に近い保護者会を開いて園長・事務局長・専門職と保護者が話し合いの場をもち、子どもの成長や発達を共有している。本年度、協力歯科医から「虫歯の子がいない」との評価を受けたが、保護者ともよく話し合っ「仕上げ歯磨き」を家庭との連携で実践している成果と受け止めている。就学での連携では、年長児が、近隣小学校2校を見学しているほか、市の関係機関「学びサポート」による巡回訪問受け入れ、必要に応じて小学校教諭の来訪もある。また、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録を小学校へ送付している。</p> | | |
| 27 | 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保健計画は看護師が原案を作成し、管理職員とともに本案を策定して周知している。個々の子どもの健康状態については、登園時の観察、保護者からの申告、連絡ノートで確認し、保健日誌に記録して管理している。また、園長がていねいに保護者と関わることで、生活のリズム形成や子どもの健康増進につながるような話をして、家庭との共通理解に取り組んでいる。加えて、日頃から小さな変化を見逃さないことや虐待の早期発見を職員に周知徹底し、子どもの人権マニュアルを基に、新人研修、園内研修を行って、不適切な養育や虐待が無いように取り組んでいるほか、必要に応じて子ども家庭センターと連携を図っている。</p> | | |
| 28 | 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>感染症予防マニュアル、保護者対応マニュアルに従い、感染症の場合、ケガの場合など、内容・程度にも配慮しながら、職員・保護者に速やかに伝え、必要に応じて嘱託医への相談、病院受診等を行っている。また、感染症発生の場合、玄関ホールやクラスの掲示板に発生状況を掲示し感染拡大防止に努めている。園での予防対応として、毎年、嘔吐物の処理の演習を実施しているほか、子どもへの手洗い指導には、ブラックライトで菌を可視化する方法をとって完全な手洗いを体験させ、手洗いの意識が身に付く、教育効果にも配慮した対応をしている。</p> | | |
| 29 | 食育の推進に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>食育計画に沿って子どもの発達と健康を職員が共通理解し、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。また、献立内容を工夫して毎日変化に富んだおいしい給食を心がけ、使用する食材は添加物を使用せず、安全な国内産の新鮮な季節の素材を使用し、食物本来の味を活かした食事の提供が行われている。栄養士・調理師がクラスを巡回して喫食状況を把握しているほか、クラス担任は子どもの食べる様子を給食日誌に記録している。健康な体づくりのため、バランスのとれた給食を子ども一人ひとりに合わせて提供しているので、給食の「おかわり」は敢えて設定していない。また、食物アレルギー児に対しての誤食防止、乳児・障害のある子どもの誤飲防止なども園内研修の中で確認して、食器の色を変えるなど具体的で解りやすい誤食防止にも努めている。</p> | | |

| | | |
|--|--------------------------------|---|
| 30 | 環境及び衛生管理は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>園のあり方として「安心できる人的・物的環境のもとでゆったりと過ごす心地よさを味わう」としており、建物自体も安全性、快適性は高く、管理責任者によって温度、湿度、換気、採光の管理も適切に行われている。また、室内のものは、おもちゃを含めて安全で清潔に保てるようチェックリストを用いて定期的に点検・洗浄している。園庭の遊具等は、点検だけでなく簡単な整備・管理を用務の職員が行っている。環境整備の中でも特に力を入れているのは掃除で、掃除も保育のうちであるという職員教育を行いながら実践しており、子どもたちに対してもびかびかのトイレは、気持ち良いことを伝え、汚れたらどうしたらよいか・どういう使われ方が望ましいのか問いかけ、「気づきの力」や「考える力」が自然に身に付くような支援へも繋がられている。</p> | | |
| 31 | 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>事故防止は「子どもから目を離さない」を基本とすることを繰り返し職員に伝えている。乳幼児突然死症候群予防のため、午睡時うつぶせになったら体位を変えているが「寄りそう保育」が日常的に実践されていてこそその取り組みである。また、事故対応マニュアルを整備し、定例開催の事故防止委員会を設置し、事故の原因と改善策を検討している。事故だけでなく「かみつき」などに対しても個別に再発防止策を検討している。さらに、警察署の安全課の協力を得て、自転車の安全指導を行っているほか、外部からの不審者等の対策として、防犯課の協力で防犯訓練を実施し、不審者を門の中に入れないことが「子どもを守る」ことに繋がることを共通理解した。</p> | | |
| 32 | 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>消防計画・防災計画および、防災マニュアルを整備し、定期的に見直しを行っている。関係機関とも連携しており、避難訓練は消防署、防犯訓練は警察署の防犯課との連携のもとに行っている。今年度は地域住民にも呼びかけて「炊き出し」の予行演習を行い、防災だけでなく交流・連携の効果も得られた。また、地震など広域災害の際の対応では、隣地に病院の建物があるため、津波のおそれのある場合、屋上への避難を計画している。そうした際の情報発信については、検討を重ねた結果、園のホームページへの掲載が最も確実であると判断して採用している。</p> | | |
| 33 | 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>地域ニーズは、父母会、民間保育園協会、市のモニタリング時の意見交換などで把握している。地域の子育て家庭にむけて園庭開放を行い、出張保育や離乳食・給食の試食会を実施して、園の持つ専門性を地域に還元し交流を図っている。地域交流では、自治会との交流や老人福祉センターへの遠足・近隣のケアハウスへの訪問のほか、魚市場での絵画展への外出や近隣の幼稚園との交流も行う等、地域との積極的な交流が図られている。また、地域交流の大きなメリットの一つとして、相互の連携で防犯効果が高まることから近隣との交流にも取り組み、地域のお祭りでは、職員が全員参加して「みこし」をかつぎ人気を得ている。さらに職員を中心に「クリーン活動」として、防犯パトロールを兼ねた環境整備(ゴミ拾い)を行っている。</p> | | |